

## V. 職務上の教育研究に対する寄附金の個人経理

### 研究費の個人経理は認められていません！

研究者あるいは研究グループに対する研究助成財団等からの研究助成金も、寄附金として本学に寄附手続きを行い、本学により経理管理(機関経理)を行う必要があります。

#### 【福井大学寄附金事務取扱規程】

第11条: 役員又は職員個人が、職務上の教育研究に対する寄附を直接受けた場合については、当該役員又は職員個人が改めて本学に寄附しなければならない。

### 教職員が寄附を直接受けた場合の取扱い

#### 各種助成団体等からの研究助成金等

規程第11条に該当するもの

規程第11条に該当しないもの

例外

原則

#### 寄附手続き不要

- (1) 寄附者の意向による個人経理  
(応募要項等に記載)
  - (2) 旅行(海外留学)のための旅費、参加費、調査費等の必要経費の助成
- ※但し、別途指定の「申請書」を提出し承認を得る必要があります

#### 寄附手続き

大学による機関経理

手続き不要

#### 寄附手続き不要

- (1) 学術賞  
研究の遂行を目的とするものでない、業績に対する学術賞(ノーベル賞、日本学士院賞、日本学士院学術奨励賞、福井県科学学術大賞など)
- (2) 学会等の開催経費(学会経理)  
本学での業務外での学会等の会議を開催するなど、学会等が独立して経理を行っており、経理担当者として個人で受け入れた助成金(寄附金)である場合
- (3) 休職中の場合  
国立大学法人福井大学職員就業規則第15条第2項に定める休職等(ただし、無給の研究休職のみ)の期間中に受けた寄附金(助成金)で全額その期間中に使用する場合
- (4) 「職務上の教育研究」外の場合  
教職員が個人の立場で申請し、職務外として行う教育研究の場合。ただし、この場合の活動は、勤務時間外に行わなければならない。(自身の研究分野とは大きく異なる分野の研究助成を受ける場合等)

○寄附手続きが必要か否かの判断がつかない場合は、下記担当までご相談ください。

- 研究推進課 研究企画管理・知的財産担当 電話：0776-27-8881 (内線2054)
- 松岡キャンパス研究推進課 研究企画管理担当 電話：0776-61-8189 (内線2028)